

保護者の方へ

学校で流行する可能性の高い感染症にかかっている場合、学校保健安全法第19条の規定により、登校できません。この期間のお休みは出席停止の扱いになります。

●学校において予防すべき感染症及び出席停止の期間の基準●

分類	対象疾患	出席停止の期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、ラッサ熱、マールブルグ病、ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（SARS） 急性灰白髄炎（ポリオ）中東呼吸器症候群（MERS） 特定鳥インフルエンザ（H5N1及びH7N9）	治癒するまで ※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から第九項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は第一種の伝染病とみなす。
第2種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)	発症した後5日を経過し、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化する(かさぶたになる)まで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
第3種	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	症状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで。
	その他の感染症	その他の感染症は、通常は出席停止になりません。 *ただし、学校で重大な流行のおそれがある場合、学校長と学校医の判断により、出席停止の措置をとることもあります。